

制 定 2018 年 7 月 12 日

改 訂 2024 年 4 月 10 日

電力量計委員会会則

改訂履歴

版数	発行日	改訂内容
第 1 版	2018 年 7 月 12 日	制定
第 2 版	2024 年 4 月 10 日	- 改訂履歴を追記 - 年号を西暦に変更 - 第 3 条（2）「日本工業規格」を「日本産業規格」に変更 - 第 5 条 2 項（2）「電力会社」を「一般送配電事業者」に変更 - 第 5 条 4 項「ただし」以下を追記

本会則は、一般社団法人日本電気計測器工業会（以下「JEMIMA」という）が定める委員会規定に基づきこれを定める。

（名 称）

第 1 条 本委員会は、電力量計委員会（以下「委員会」という）と称し、JEMIMA 製品別部会に属し、委員による自主運営を基本とする。

（目 的）

第 2 条 本委員会は、JEMIMA 定款第 4 条の所定の事業について円滑な遂行を図る。

（事 業）

第 3 条 本委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。なお、委員会での使用言語は日本語とする。

- （1）関係官庁、関係団体が開催する各種検討会への派遣
- （2）計量法、日本産業規格（JIS）等国内外の関連規格の制定・改定作業への派遣及び委員会意見の集約と意見具申
- （3）関係官庁、関係団体にまたがる事業の調整及び実施
- （4）調査統計に関する調査、検討
- （5）関係団体との情報交換
- （6）その他、委員会の目的を達成するために必要な事業

（委員会の構成）

第 4 条 本委員会の目的に賛同し、協力しようとする JEMIMA 法人会員（以下「会員」という）により構成する。

2. 会員は、業務委員 1 名、技術委員 1 名をそれぞれ登録することとする。
3. 委員に交代がある場合は、委員会への報告を行う。
4. 委員会は、必要により外部関係者を招聘することができる。但し外部関係者は委員に属

さない。

5. 委員会には、必要に応じてタスクフォース及びワーキンググループ等その他事業遂行に必要な下部組織を置くことができる。

(会員の種別)

第5条 本委員会の会員は、幹事会員、非幹事会員、協賛会員とする。なお、それぞれの権限については別に定める。

2. 幹事会員は次の各号に掲げる全ての要件を満たす会員とする。

- (1) 電力量計の製造事業を営む会員

- (2) 日本国内の主に一般送配電事業者に電力量計を開発・販売している会員

- (3) 非幹事会員として委員会在籍年数が連続5年以上の会員

- (4) 委員会の活動に議決権をもって参加することを希望する会員

3. 非幹事会員は、幹事会員以外で委員会の活動に議決権をもって参加することを希望する会員とする。なお、幹事会員を目指し委員会の活動に参加すること。

4. 協賛会員は、幹事会員と非幹事会員以外の会員とする。なお、協賛会員の委員は第4条の2. に定める構成に限らないものとする。ただし、2名を超えないものとする。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は原則として1年とし、4月1日から翌年3月末日までとする。委員の選出は会員からの委員登録に基づき行われ、再任を妨げないものとする。

(役員の選任)

第7条 本委員会には、委員の互選又はこれにかわる方法により、幹事会員から役員として委員長1名、副委員長1名を置く。なお、委員長、副委員長は、JEMIMA 会長が委嘱する。

2. 役員の就任は、前年度の委員会の承認を必要とする。

(役員の職務)

第8条 委員長は、委員会を主宰し、事業の遂行・調整・まとめを行い、委員会の議長を務める。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在のときはこれを代行する。なお、副委員長が委員長を代行する際には、副委員長会員より代理委員の出席を可とする。

(役員の任期)

第9条 第6条の任期と同一とする。

(委員会の開催)

第10条 本委員会は、原則として8月と2月を除く毎月1回開催し、必要に応じて委員長の招集又は委員の半数以上の要請により開催するものとする。

(事務局)

第11条 本委員会の事務局は、JEMIMA がその任にあたる。

2. 委員会の事務局機能は、JEMIMA に設置する。
3. 委員会における開催通知、配布資料作成、開催場所の準備等の委員会開催に係わる業務は、事務局がその任にあたる。
4. 委員会の決定事項を受けて、事務局が手続・調整業務を行う。
5. 収支予算報告をまとめ委員会に報告して承認を得る。
6. 委員会で決定された次回開催場所の予約は事務局が行う。但し、地方開催においては、原則として委員会にて担当委員を定める。

(委員会の成立)

第12条 本委員会は、構成する会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議 決)

第13条 本委員会の議事は、議決権の過半数の同意をもってこれを決する。

(議事録)

第14条 本委員会の議事は、所定の事項を記載した議事録を作成する。議事録は副委員長が作成し、委員会の承認を得た後、所定の取決めにより保管するものとする。

(会 費)

第15条 会員は、JEMIMA 会費以外に、別に定める会費を納入しなければならない。

(臨時会費)

第16条 本委員会は、事業等の円滑な推進を図るために必要と判断された場合のみ、議決を経て、臨時会費を徴収することができる。

(会員の入会及び退会と除名)

第17条 本委員会への入会及び退会並びに、会員が独占禁止法違反を疑われる情報交換など委員会の目的に反する行為を行った場合の除名は、委員会の協議に付し、これを JEMIMA 専務理事に具申する。

(申し合わせ事項)

第18条 本会則は、別途申し合わせ事項を定めることができる。

(本会則の改廃)

第19条 本会則の改廃は、委員会の議決を経なければならない。

以 上

制 定 2018 年 7 月 12 日
 改 訂 2024 年 4 月 10 日
 改 訂 2025 年 4 月 17 日

電力量計委員会申し合わせ事項

改訂履歴

版数	発行日	改訂内容
第 1 版	2018 年 7 月 12 日	制定
第 2 版	2024 年 4 月 10 日	- 改訂履歴を追記 - 年号を西暦に変更 - 第 1 条「協賛会員」に「大同日本（株）」、「東邦電気（株）」を追記 - 第 1 条「種別」の「電事連」を「送配協」に変更 - 注記 iv 「電気事業連合会」を「送配電網協議会」に変更
第 3 版	2025 年 4 月 17 日	- 第 1 条「協賛会員」から「大同日本（株）」を削除 - 第 1 条「種別」の「定例委員会」を「定例会議」に変更

第 1 条 本委員会会則第 5 条に定める会員の種別とその権限については、次のとおりとする。

種 別	幹事会員	非幹事会員	協賛会員
会 員	(株) エネゲート 大崎電気工業 (株) 東光東芝メーターシステムズ (株) 富士電機メーター (株) 三菱電機 (株) (五十音順)		東邦電気 (株) (五十音順)
定例会議	参加可	参加可	参加可 (傍聴のみ)
JEMIC ⁱ 交流会	参加可	参加可	参加可 (傍聴のみ)
電気計器技術課題等研究会 ⁱⁱ 本会 ⁱⁱⁱ	参加可	参加不可	参加不可
電気計器技術課題等研究会 WG	参加可	参加可	参加不可
関係官庁、JEMIC、送配協 ^{iv} 打合せ等	参加可	参加可	参加不可
JIS 関係	参加可	参加可	参加不可
TC13 ^v 関係	参加可	参加可	参加可 (個別登録)

i. 日本電気計器検定所

ii. JEMIC 設置の研究会

iii. 電気計器技術課題等研究会本会へは当該年度の委員長と副委員長が出席する。但し、委員長、副委員長のうちいずれか又は両名が諸事情により出席困難な場合は幹事会員の委員が代理で出席する。

iv. 送配電網協議会

v. 国際電気標準会議（IEC）の電力量計測及び制御に関する専門委員会

第2条 本委員会会則第7条に定める役員について、委員長は原則として輪番とし、幹事会員の技術委員から選出する。

2. 副委員長は、次の委員長会員が努め、1名が就任する。

第3条 本委員会会則第13条に定める議決について、議決権は原則として幹事会員1個、非幹事会員1個とする。協賛会員は議決権を持たない。

2. 議決内容により、1会員1個か委員全員による議決とするか、その都度委員会で確認をする。

第4条 本委員会会則第15条に定める会費について、幹事会員と非幹事会員の年会費は6万円、協賛会員の年会費は無料とする。

以 上